

新旧対照表

ウィブル証券株式会社

■改定日：2025年11月8日

対象書面：1. 米国株オプション取引にかかる注意喚起文書	
改定前	改定後
<p>米国株式オプション取引（個別株オプション・ 株価指数オプション）に係るご注意</p> <p>1. オプションの売付取引は、証拠金の額を上回る取引を行うことができることから、場合によっては大きな損失が発生する可能性を有しています。また、その損失は、差し入れた証拠金の額を上回る場合があります。ただし、<u>現在のところ、売付取引はカバード・コール及びキャッシュ・セキュアード・プットの二つに限定しています。</u></p> <p>2. お客様の<u>窓口へのご来店又は勧誘の要請</u>により勧誘が開始された場合においても、本取引の内容等を十分ご理解のうえ、お取引いただきますようお願いいたします。</p>	<p>米国株式オプション取引（個別株オプション・ 株価指数オプション）に係るご注意</p> <p>1. オプションの売付取引は、証拠金の額を上回る取引を行うことができることから、場合によっては大きな損失が発生する可能性を有しています。また、その損失は、差し入れた証拠金の額を上回る場合があります。ただし、売付取引は<u>一定のオプション戦略（最大損失が理論上無限大となるものは除かれています。）</u>に限定しています。</p> <p>2. お客様<u>からの</u>勧誘の要請により勧誘が開始された場合においても、本取引の内容等を十分ご理解のうえ、お取引いただきますようお願いいたします。</p>
対象書面：2. 米国株オプション取引説明書	
改定前	改定後
<p>米国株式オプション取引を行っていただくにあたっては、本書面及び別紙の取引概要、約諾書、また取引ガイドやFAQなどをあらかじめよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。</p> <p>5. この取引説明書より前のバージョンの取引説明書は、この取引説明書に差し替えられます。最新の取引約款及び総合口座へ適用され</p>	<p>米国株式オプション取引を行っていただくにあたっては、本書面及び別紙の取引概要、<u>最新の米国株式オプション取引約款、米国株式オプション取引口座設定約諾書</u>、また取引ガイドやFAQなどをあらかじめよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。</p> <p>5. <u>当社は、この取引説明書を隨時改定することができ、この取引説明書より前のバージョンの取引説明書は、この取引説明書に差し替え</u></p>

<p>る取引説明書と併せてお読みください。これら最新の取引説明書、取引約款等は当社ウェブサイトにてご覧になれます。取引説明書、取引約款、約諾書、補足文書、資料及び更新のご案内等は、必ず保管のうえご参照ください。</p>	<p>られます。最新の取引約款及び総合口座へ適用される取引説明書と併せてお読みください。これら最新の取引説明書、取引約款等は当社ウェブサイトにおいてご覧になれます。取引説明書、取引約款、約諾書、補足文書、資料及び更新のご案内等は、必ず保管のうえご参照ください。<u>なお、この取引説明書や別紙の取引概要、米国株式オプション取引約款、米国株式オプション取引口座設定約諾書について改定を行う際は、あらかじめお客様にお知らせを行うものとします。また、これらの書類の改定後にお客様が取引を継続し、又は開始した場合、改定後の書類について承諾したものと取り扱います。</u></p>
<p>手数料その他の費用及びリスクについて</p> <p>■手数料などの諸費用について</p> <p>1. 米国株式オプション取引を行うにあたっては、以下の料率、額及び方法により取引手数料をいただきます。また、手数料の上限が設定されている場合や、取引所手数料等の追加費用がかかる場合があります。手数料の料率や金額又は最低手数料・上限手数料は取引所や銘柄などによって変更される場合があります。お取引にあたっては必ずご自身で、事前に取引ツール（当社が提供する取引用アプリをいいます。以下同様です。）にてご確認ください。</p> <p>3. 株式の購入・売却に係る費用は別途必要となります。詳しくは当社から交付される「上場有価証券等書面（契約締結前交付書面）」その他の書面又は取引ツールにてご確認ください。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>手数料その他の費用及びリスクについて</p> <p>■手数料などの諸費用について</p> <p>1. 米国株式オプション取引を行うにあたっては、以下の料率、額及び方法により取引手数料をいただきます。また、手数料の上限が設定されている場合や、取引所手数料等の追加費用がかかる場合があります。手数料の料率や金額又は最低手数料・上限手数料は取引所や銘柄などによって変更される場合があります。お取引にあたっては必ずご自身で、事前に取引ツール（当社が提供する取引用アプリをいいます。以下同様です。）をご確認ください。</p> <p>3. 株式の購入・売却に係る費用は別途必要となります。詳しくは当社から交付される「上場有価証券等書面（契約締結前交付書面）」その他の書面又は取引ツールをご確認ください。</p> <p><u>4. オプション取引の決済が後述する信用決済方式による場合、外国株式信用取引に係る手数料などの諸費用が必要となる場合がありま</u></p>

<p>4. 通貨のコンバージョンレート（両替コスト）についても取引ツールにてご確認ください。</p> <p>■証拠金について</p> <p>オプション取引で売建てを行うにあたっては、事前に所定の証拠金を担保として差し入れ又は預託していただきます。<u>ただし、現在のところ、売付取引はカバード・コール及びキャッシュ・セキュアード・プットの二つに限定しています。</u></p> <p>■オプション取引のリスクについて</p> <p>6. 売付取引特有のリスクとしては以下があります。ただし、現在のところ、売付取引は<u>カバード・コール及びキャッシュ・セキュアード・プットの二つに限定しています。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p><u>す。詳しくは当社から交付される「外国株式信用取引の取引説明書」その他の書面又は取引ツールをご確認ください。</u></p> <p>5. 通貨のコンバージョンレート（両替コスト）についても取引ツールをご確認ください。</p> <p>■証拠金について</p> <p>オプション取引で売建てを行うにあたっては、事前に所定の証拠金を担保として差し入れ又は預託していただきます。<u>お客様は、証拠金に代えて、当社が指定する有価証券を代用有価証券として差し入れることができますが、証拠金として差し入れた代用有価証券には価格変動や流動性のリスクがあります。</u></p> <p><u>なお、現在のところ、売付取引は一定のオプション戦略（最大損失が理論上無限定となるものは除かれています。）に限定しています。</u></p> <p>■オプション取引のリスクについて</p> <p>6. 売付取引特有のリスクとしては以下があります。ただし、現在のところ、売付取引は<u>一定のオプション戦略（最大損失が理論上無限定となるものは除かれています。）に限定しています。</u></p> <p>7. 信用決済方式特有のリスクとして以下があります。</p> <p>●権利割当の際（権利行使を受ける際）、義務履行を信用貸付等で代替する方式をとる場合、実際の決済価格と市場価格とに乖離が生じる可能性があります。また、流動性が低い場合、不利な価格で決済がなされる可能性があります。</p> <p>●信用決済方式をとった場合の代用有価証券の評価変動や流動性低下等による担保価値の下落リスクにつきましては、「外国株式信用取引説明書」を併せてお読みください。</p>
--	---

(新 設)	<p><u>8. その他のリスクとして以下があります。</u></p> <p>● <u>注文の執行、約定、割当て、決済等は、委託先である Webull Financial LLC 等が関与する可能性があります。当社は、委託先に対して管理・監督を行う義務を負い、また、その義務を尽くしますが、委託先の行為について全面的な責任を負うものではなく、当社が管理・監督義務を尽くした場合であっても委託先による取引執行、決済、清算、割当処理その他の関連業務によって損失が生じるリスクや、委託先がお客様の注文を拒否し、遅延し、取り消し、又は価格変更等を行うリスク、委託先の履行不能、倒産、規制措置等によって損失が生じるリスクがあります。</u></p> <p>● <u>本取引はドル建てであり、損益を円換算した際の為替変動リスクが生じます。</u></p>
<p>【I】米国株式オプション取引の仕組みについて</p> <p>米国株式オプション取引は、各金融商品取引所が定める規則に基づいて行います。（各取引所で、用語については異なる場合がありますが、制度の基本的な仕組みについてはほぼ同一となっています。）詳細は別紙の取引概要及び取引ツールでご確認ください。</p> <p>1. 取引の方法</p> <p>(1) 取引の対象</p> <p>取引の対象は、米国金融商品取引所が選定した有価証券及び株価指数のうち当社が指定するもの（以下「対象有価証券等」といいます。）に係る次の2種類とします。</p> <p>(4) ストラテジー取引</p> <p>各金融商品取引所が定める範囲内で、複数のオプション銘柄の売付け又は買付けを同時に</p>	<p>【I】米国株式オプション取引の仕組みについて</p> <p>米国株式オプション取引は、米国の各金融商品取引所が定める規則に基づいて行います。（各取引所で、用語については異なる場合がありますが、制度の基本的な仕組みについてはほぼ同一となっています。）詳細は別紙の取引概要及び取引ツールでご確認ください。</p> <p>1. 取引の方法</p> <p>(1) 取引の対象</p> <p>取引の対象は、米国金融商品取引所が選定した有価証券又は株価指数のうち当社が指定するもの（以下「対象有価証券等」といいます。）とします。</p> <p>(4) ストラテジー取引</p> <p>各金融商品取引所が定める範囲内で、複数のオプション銘柄の売付け又は買付けを同時に</p>

行う取引（ストラテジー取引）ができます。ただし、現在のところ、売付取引はカバード・コール及びキャッシュ・セキュアード・プットの二つに限定しています。

3. 決済の方法

オプション取引の決済には、転売又は買戻しによる決済と権利行使による決済の2つの方法があります。

(2) 権利行使による決済

米国株式オプション取引について、買方は、権利行使を行うことで買建玉を決済することができます。このとき、権利行使の割当てを受けた売方の売建玉も決済されることになります。この場合、権利行使を行った買方と権利行使の割当てを受けた売方との間で対象となる株式（以下「対象株式」といいます。）の売買が成立します。権利行使が行われる場合、お客様は以下の表記載の現金あるいは対象株式をオプション口座に用意していただく必要があります。

コールの買い建玉	イン・ザ・マネー（株価が権利行使価格よりも高い状態）の場合は、対象株式が権利行使価格にて自動で受け渡されます。あらかじめオプション口座内に購入金額分の資金を用意してください。現金が不足している場合は、建玉が強制的に差金決済、又は無価値のものとして処理される
----------	--

行う取引（ストラテジー取引）ができます。ただし、現在のところ、売付取引は一定のオプション戦略（最大損失が理論上無限大となるものは除かれています。）に限定しています。

3. 決済の方法

オプション取引の決済には、転売又は買戻しによる決済と権利行使による決済の2つの方法があります。なお、決済にあたっては、米国取引所、清算機関、委託先、カウンターパーティーに対する制度、規制又は処理ルールが適用され、又は変更される場合がありますが、その適用又は変更に伴う不都合やコスト増等はお客様のご負担となります。

(2) 権利行使による決済

米国株式オプション取引について、買方は、当社所定の期日までに権利行使を行うことで買建玉を決済することができます。このとき、権利行使の割当てを受けた売方の売建玉も決済されることになります。この場合、権利行使を行った買方と権利行使の割当てを受けた売方との間で対象となる株式（以下「対象株式」といいます。）の売買が成立します。権利行使が行われる場合、お客様は以下の表記載の現金あるいは対象株式をオプション口座に用意していただく必要があります。

コールの買い建玉	イン・ザ・マネー（株価が権利行使価格よりも高い状態）の場合は、対象株式が権利行使価格にて自動的に受け渡されます。あらかじめオプション口座内に購入金額分の資金を用意してください。現金が不足している場合は、建玉が強制的に差金決済、又は無価値のものとして処理されること
----------	---

	<p><u>場合</u>がありますのでご注意ください。</p>		<p>がありますのでご注意ください。</p>
プットの買建玉	<p>イン・ザ・マネー（株価が権利行使価格よりも低い状態）の場合は、対象株式を権利行使価格にて自動で引き渡されます。あらかじめオプション口座内に対象株式を用意してください。決済するのに十分な原資産がない場合は、建玉が強制的に差金決済、又は無価値のものとして処理される場合がありますのでご注意ください。</p>	プットの買建玉	<p>イン・ザ・マネー（株価が権利行使価格よりも低い状態）の場合、対象株式が権利行使価格で自動的に引き渡されます。あらかじめオプション口座内に対象株式を用意してください。決済するのに十分な原資産がないときは、建玉が強制的に差金決済、又は無価値のものとして処理されることがありますのでご注意ください。</p>
コールの売建玉	<p>権利行使の割当てを受けた場合は、オプション口座内に保有する対象株式が、自動的に権利行使価格で売付けられます。</p> <p><u>※カバード・コールの場合</u></p>	コールの売建玉	<p><u>カバード・コールの場合、権利行使の割当てを受けたときは、オプション口座内に保有する対象株式が、自動的に権利行使価格で売付けられます。</u></p> <p><u>その他の取引の場合、オプション口座に対象株式が保有されていないときは、建玉が強制的に差金決済され、又は信用決済方式によりお客様の信用取引口座を通じて対象株式が権利行使価格で売付けられます。</u></p>
プットの売建玉	<p>権利行使の割当てを受けた場合は、オプション口座内に保有する現金（証拠金）により、対象株式が自動的に権利行使価格で買付けられます。</p> <p><u>※キャッシュ・セキュアード・プットの場合</u></p>	プットの売建玉	<p><u>キャッシュ・セキュアード・プットの場合、権利行使の割当てを受けたときは、オプション口座内に保有する現金（証拠金）により、対象株式が自動的に権利行使価格で買付けられます。</u></p> <p><u>その他の取引の場合、オプション口座に保有する現金（証拠金）が不足するときは、建玉が強制的に差金決済され、又は信用決済方式によりお客様の信用取引口座を通じて対象株式が権利行使価格で買付けられま</u></p>

	<p>(新 設)</p>	<p>す。</p> <p><u>(4) 信用決済方式</u></p> <p><u>権利割当の際に、オプション口座に保有する対象株式又は現金が不足する場合に、お客様が当社に別途開設した外国株式信用取引口座を通じて現金または有価証券の貸付を受けて行う代替決済方式をいいます。なお、外国株式信用取引口座に関する事項は、外国株式信用取引に関する注意喚起文書、外国株式信用取引の取引説明書、外国株式信用取引取扱規程及び外国株式信用取引口座設定約諾書によります。</u></p>												
	<p>4. 証拠金について</p> <p>(1) 証拠金の差し入れ又は預託</p> <p>オプションの売建てを行うにあたっては、取引開始前に、証拠金を担保として差し入れ又は預託しなければなりません。ただし、現在のところ、売付取引はカバード・コール及びキャッシュ・セキュアード・プットの二つに限定していますので、証拠金の取扱いは以下となります。</p>	<p>4. 証拠金について</p> <p>(1) 証拠金の差し入れ又は預託</p> <p>オプションの売建てを行うにあたっては、取引開始前に、証拠金を担保として差し入れ又は預託しなければなりません。なお、証拠金の取扱いは以下となります。</p>												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="239 1275 409 1327">取引の種類</th><th data-bbox="409 1275 806 1327">証拠金</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="239 1327 409 1619"> <u>コールの売付け (カバード・コールに限定)</u> </td><td data-bbox="409 1327 806 1619"> <u>現金の差し入れは不要ですが、買方の権利行使に備えて対象株式を預託していただく必要があります。</u>また当該株式は取引が決了するまで拘束されます。 </td></tr> <tr> <td data-bbox="239 1619 409 1859"> <u>プットの売付け (キャッシュ・セ</u> </td><td data-bbox="409 1619 806 1859"> <u>買方の権利行使に備えて対象株式の買付代金を預託していただく必要があります。</u>また </td></tr> </tbody> </table>	取引の種類	証拠金	<u>コールの売付け (カバード・コールに限定)</u>	<u>現金の差し入れは不要ですが、買方の権利行使に備えて対象株式を預託していただく必要があります。</u> また当該株式は取引が決了するまで拘束されます。	<u>プットの売付け (キャッシュ・セ</u>	<u>買方の権利行使に備えて対象株式の買付代金を預託していただく必要があります。</u> また	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="830 1275 1000 1327">取引の種類</th><th data-bbox="1000 1275 1399 1327">証拠金</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="830 1327 1000 1619"> <u>コールの売付け</u> </td><td data-bbox="1000 1327 1399 1619"> <u>買方の権利行使に備えて対象株式を預託していただくか、または現金を差し入れる必要があります。</u>また、当該株式は取引が決了するまで拘束されます。 <u>なお、カバード・コールの場合、対象株式を預託していただくので、現金の差し入れは不要となります。</u> </td></tr> <tr> <td data-bbox="830 1619 1000 1859"> <u>プットの売付け</u> </td><td data-bbox="1000 1619 1399 1859"> <u>買方の権利行使に備えて現金を差し入れる必要があります。</u>また、当該現金は取引が </td></tr> </tbody> </table>	取引の種類	証拠金	<u>コールの売付け</u>	<u>買方の権利行使に備えて対象株式を預託していただくか、または現金を差し入れる必要があります。</u> また、当該株式は取引が決了するまで拘束されます。 <u>なお、カバード・コールの場合、対象株式を預託していただくので、現金の差し入れは不要となります。</u>	<u>プットの売付け</u>	<u>買方の権利行使に備えて現金を差し入れる必要があります。</u> また、当該現金は取引が
取引の種類	証拠金													
<u>コールの売付け (カバード・コールに限定)</u>	<u>現金の差し入れは不要ですが、買方の権利行使に備えて対象株式を預託していただく必要があります。</u> また当該株式は取引が決了するまで拘束されます。													
<u>プットの売付け (キャッシュ・セ</u>	<u>買方の権利行使に備えて対象株式の買付代金を預託していただく必要があります。</u> また													
取引の種類	証拠金													
<u>コールの売付け</u>	<u>買方の権利行使に備えて対象株式を預託していただくか、または現金を差し入れる必要があります。</u> また、当該株式は取引が決了するまで拘束されます。 <u>なお、カバード・コールの場合、対象株式を預託していただくので、現金の差し入れは不要となります。</u>													
<u>プットの売付け</u>	<u>買方の権利行使に備えて現金を差し入れる必要があります。</u> また、当該現金は取引が													

<p><u>キュー ド・プット</u> に限定</p>	<p><u>当該現金は取引が決了するま で拘束されます。</u></p>	<p><u>決了するまで拘束されます。</u> <u>なお、キャッシュ・セキュア ード・プットの場合、買方の 権利行使に備えて対象株式の 買付代金（行使価格に相当す る額の現金）を預託してい だく必要があります。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(新 設)</p>	<p><u>スプレッド 取引</u> <u>対象株式に係る複数のコール 又はプットを同時に売買する ものですが、買方の権利行使 に備えてオプション口座に現 金を差し入れる必要がありま す。</u></p>
<p>(新 設)</p>		<p><u>(3) 代用有価証券の取扱い</u> <u>お客様は、証拠金に代えて、当社が指定する上 場株式、ETF、投資信託その他の有価証券を代 用有価証券として差し入れることができます。</u> <u>これらの代用有価証券の評価方法、掛目、管理 の方法その他の事項は当社が別途定めるものと します。</u></p>
<p>【II】オプション取引及びその委託に関する主 な用語</p> <ul style="list-style-type: none"> ●アウト・オプ・ザ・マネー 権利行使価格と基 礎商品の価格との関係において、オプション 取引の買方が権利行使した時に、損失が発生 する状態のことをいいます。コールオプション では、権利行使価格が基礎商品の価格を上 回る場合、プットオプションでは、権利行使価 格が基礎商品の価格を下回る場合となります。 ●アット・ザ・マネー 権利行使価格と基礎商 品の価格との関係において、オプション取引 の買方が権利行使した時に、損益が生じない 状態。 	<p>【II】オプション取引及びその委託に関する主 な用語</p> <ul style="list-style-type: none"> ●アウト・オプ・ザ・マネー 権利行使価格と原 資産の価格との関係において、オプション取 引の買方が権利行使した時に、損失が発生す る状態のことをいいます。コールオプション では、権利行使価格が原資産の価格を上回る 場合、プットオプションでは、権利行使価格が 原資産の価格を下回る場合となります。 ●アット・ザ・マネー 権利行使価格と原資産 の価格との関係において、オプション取引の 買方が権利行使した時に、損益が生じない状 態。 	

<p>状態のことをいいます。コールオプション、プットオプションとも権利行使価格と<u>基礎商品</u>の価格が等しい場合となります。</p> <p>●イン・ザ・マネー 権利行使価格と<u>基礎商品</u>の価格との関係において、オプション取引の買方が権利行使した時に、利益が生じる状態のことをいいます。コールオプションでは、権利行使価格が<u>基礎商品</u>の価格を下回る場合、プットオプションでは、権利行使価格が<u>基礎商品</u>の価格を上回る場合となります。</p> <p>●反対売買（はんたいばいばい） 取引最終日までに決済を行う方法で、当初行った取引と反対の取引を行うことです。すなわち、オプションを買い建てた場合は転売、売り建てた場合は買戻しを行うことをいいます。当初の<u>約定値段</u>と反対売買時点の<u>約定値段</u>の価格差が損益となります。</p>	<p>状態のことをいいます。コールオプション、プットオプションとも権利行使価格と<u>原資産</u>の価格が等しい場合となります。</p> <p>●イン・ザ・マネー 権利行使価格と<u>原資産</u>の価格との関係において、オプション取引の買方が権利行使した時に、利益が生じる状態のことをいいます。コールオプションでは、権利行使価格が<u>原資産</u>の価格を下回る場合、プットオプションでは、権利行使価格が<u>原資産</u>の価格を上回る場合となります。</p> <p>●反対売買（はんたいばいばい） 取引最終日までに決済を行う方法で、当初行った取引と反対の取引を行うことです。すなわち、オプションを買い建てた場合は転売、売り建てた場合は買戻しを行うことをいいます。当初の<u>約定価格</u>と反対売買時点の<u>約定価格</u>の価格差が損益となります。</p>								
<p>【III】米国株式オプション取引に係る金融商品取引契約の概要</p> <p>2. 米国株式オプション取引に関するお客様の金銭又は建玉の管理。</p>	<p>【III】米国株式オプション取引に係る金融商品取引契約の概要</p> <p>2. 米国株式オプション取引に関するお客様の金銭、<u>代用有価証券</u>又は建玉の管理。</p>								
<p>【VI】当社の概要</p> <p>●資本金：9億3,848万円（<u>2023年4月1日現在</u>）</p>	<p>【VI】当社の概要</p> <p>●資本金：9億3,848万円（<u>2025年11月1日現在</u>）</p>								
<p>【別紙】取引概要</p> <table border="1" data-bbox="239 1619 811 1971"> <tr> <td>取引形態</td><td><u>スマートフォンの</u>アプリによるオンライン取引</td></tr> <tr> <td>手数料</td><td>売買の都度、契約数1枚当たり0.6米ドル（税込）、1注文当たり最低2.18米ドル（税込） ※個別株式の取引手数料は別途必要です。詳細については、当社ウェブ</td></tr> </table>	取引形態	<u>スマートフォンの</u> アプリによるオンライン取引	手数料	売買の都度、契約数1枚当たり0.6米ドル（税込）、1注文当たり最低2.18米ドル（税込） ※個別株式の取引手数料は別途必要です。詳細については、当社ウェブ	<p>【別紙】取引概要</p> <table border="1" data-bbox="838 1619 1410 1971"> <tr> <td>取引形態</td><td><u>当社が定める</u>アプリによるオンライン取引</td></tr> <tr> <td>手数料</td><td>売買の都度、契約数1枚当たり0.6米ドル（税込）、1注文当たり最低2.18米ドル（税込） ※個別株式の取引手数料は別途必要です。詳細については、当社ウェブ</td></tr> </table>	取引形態	<u>当社が定める</u> アプリによるオンライン取引	手数料	売買の都度、契約数1枚当たり0.6米ドル（税込）、1注文当たり最低2.18米ドル（税込） ※個別株式の取引手数料は別途必要です。詳細については、当社ウェブ
取引形態	<u>スマートフォンの</u> アプリによるオンライン取引								
手数料	売買の都度、契約数1枚当たり0.6米ドル（税込）、1注文当たり最低2.18米ドル（税込） ※個別株式の取引手数料は別途必要です。詳細については、当社ウェブ								
取引形態	<u>当社が定める</u> アプリによるオンライン取引								
手数料	売買の都度、契約数1枚当たり0.6米ドル（税込）、1注文当たり最低2.18米ドル（税込） ※個別株式の取引手数料は別途必要です。詳細については、当社ウェブ								

	サイトまたはアプリにてご確認ください。		サイトまたはアプリをご確認ください。 ※信用決済方式による場合、手数料、金利、貸株料その他諸費用等をお客様に請求することがあります。																							
その他費用	<p>■オプション取引所手数料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ティッカー</th> <th>参照指 数</th> <th>1約定 あたり の単価 または 数量</th> <th>1枚あ たりの 費用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>NDX, NDXP (单 一)</td> <td>ナスダ ック 100 指 数</td> <td>25 米ド ル未満 25 米ド ル以上</td> <td><u>0.25</u> 米 ドル <u>0.50</u> 米 ドル</td> </tr> <tr> <td>NDX, NDXP (複 合)</td> <td>ナスダ ック 100 指 数</td> <td>25 米ド ル未満 25 米ド ル以上</td> <td><u>0.50</u> 米 ドル <u>0.75</u> 米 ドル</td> </tr> </tbody> </table>	ティッカー	参照指 数	1約定 あたり の単価 または 数量	1枚あ たりの 費用	NDX, NDXP (单 一)	ナスダ ック 100 指 数	25 米ド ル未満 25 米ド ル以上	<u>0.25</u> 米 ドル <u>0.50</u> 米 ドル	NDX, NDXP (複 合)	ナスダ ック 100 指 数	25 米ド ル未満 25 米ド ル以上	<u>0.50</u> 米 ドル <u>0.75</u> 米 ドル	<p>■オプション取引所手数料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ティッcker</th> <th>参照指 数</th> <th>1約定 あたり の単価 または 数量</th> <th>1枚あ たりの 費用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>NDX, NDXP (单 一)</td> <td>ナスダ ック 100 指 数</td> <td>25 米ド ル未満 25 米ド ル以上</td> <td>25 米ド ル未満 25 米ド ル以上</td> </tr> <tr> <td>NDX, NDXP (複 合)</td> <td>ナスダ ック 100 指 数</td> <td>25 米ド ル未満 25 米ド ル以上</td> <td>0.50 米 ドル 0.75 米 ドル 0.65 米 ドル 0.90 米 ドル</td> </tr> </tbody> </table>	ティッcker	参照指 数	1約定 あたり の単価 または 数量	1枚あ たりの 費用	NDX, NDXP (单 一)	ナスダ ック 100 指 数	25 米ド ル未満 25 米ド ル以上	25 米ド ル未満 25 米ド ル以上	NDX, NDXP (複 合)	ナスダ ック 100 指 数	25 米ド ル未満 25 米ド ル以上	0.50 米 ドル 0.75 米 ドル 0.65 米 ドル 0.90 米 ドル
ティッカー	参照指 数	1約定 あたり の単価 または 数量	1枚あ たりの 費用																							
NDX, NDXP (单 一)	ナスダ ック 100 指 数	25 米ド ル未満 25 米ド ル以上	<u>0.25</u> 米 ドル <u>0.50</u> 米 ドル																							
NDX, NDXP (複 合)	ナスダ ック 100 指 数	25 米ド ル未満 25 米ド ル以上	<u>0.50</u> 米 ドル <u>0.75</u> 米 ドル																							
ティッcker	参照指 数	1約定 あたり の単価 または 数量	1枚あ たりの 費用																							
NDX, NDXP (单 一)	ナスダ ック 100 指 数	25 米ド ル未満 25 米ド ル以上	25 米ド ル未満 25 米ド ル以上																							
NDX, NDXP (複 合)	ナスダ ック 100 指 数	25 米ド ル未満 25 米ド ル以上	0.50 米 ドル 0.75 米 ドル 0.65 米 ドル 0.90 米 ドル																							
取引時間	<p>■米国夏時間の期間…22:30～翌 5:00</p> <p>■米国標準時の期間…23:30～翌 6:00</p> <p>※米国では、3月第2日曜日から11 月第1日曜日まで、夏時間（サマ ータイム）が実施されます。</p> <p>※ニューヨーク現地における取引時 間は年間を通して4:00～20:00 で す。</p> <p>※日本が祝祭日であっても、米国株 式市場が開場している日はリアル タイムで売買いただけます。しか し、日本が平日であっても米国が 祝祭日の場合はお取り引きいただ けません。</p>	<p>■米国夏時間の期間…22:30～翌 5:00</p> <p>■米国標準時の期間…23:30～翌 6:00</p> <p>※米国では、3月第2日曜日から11 月第1日曜日まで、夏時間（サマ ータイム）が実施されます。</p> <p>※ニューヨーク現地における取引時 間は年間を通して4:00～20:00 で す。</p> <p>※日本が祝祭日であっても、米国株 式市場が開場している日はリアル タイムで売買いただけます。ただ し、日本が平日であっても米国が 祝祭日の場合はお取り引きいただ けません。</p>																								

<p>権利行使 (原資産の受渡し)</p> <p>■ 通知方式…米国株オプションの保有者は、取引最終日を除いて満期日前に権利行使をすることができます。権利行使をするには、取引ツールの口座情報内で権利行使通知を行ってください。権利行使通知を行うと、オプションの建玉は0価格で決済され、コールオプションの買いの場合は原資産が権利行使価格で建てられ、また売りの場合は権利行使価格で原資産が売却されます。</p>	<p>権利行使 (原資産の受渡し)</p> <p>■ 通知方式…個別株式オプションの保有者は、取引最終日を除いて満期日前に権利行使をすることができます。権利行使をするには、取引ツールの口座情報内で権利行使通知を行ってください。権利行使通知を行うと、オプションの建玉は0価格で決済され、コールオプションの買いの場合は原資産が権利行使価格で建てられ、また売りの場合は権利行使価格で原資産が売却されます。</p>
<p>権利行使時の取り扱い</p> <p>コールの買建玉…イン・ザ・マネーの場合は、対象株式が権利行使価格にて自動で受け渡されます。あらかじめオプション口座内に購入金額分の資金を用意してください。現金が不足している場合は、建玉が強制的に差金決済、又は無価値のものとして処理される場合がありますのでご注意ください。</p>	<p>権利行使時の取り扱い</p> <p>コールの買建玉…イン・ザ・マネーの場合は、対象株式が権利行使価格で自動的に受け渡されます。あらかじめオプション口座内に購入金額分の資金を用意してください。現金が不足している場合、建玉が強制的に差金決済、又は無価値のものとして処理されることがありますのでご注意ください。</p>
<p>プットの買建玉…イン・ザ・マネーの場合は、対象株式が権利行使価格にて自動で引き渡されます。あらかじめオプション口座内に対象株式を用意してください。決済するのに十分な原資産がない場合は、建玉が強制的に差金決済、又は無価値のものとして処理される場合がありますのでご注意ください。</p>	<p>プットの買建玉…イン・ザ・マネーの場合は、対象株式が権利行使価格で自動的に引き渡されます。あらかじめオプション口座内に対象株式を用意してください。決済するのに十分な原資産がない場合、建玉が強制的に差金決済、又は無価値のものとして処理されることがありますのでご注意ください。</p>
<p>コールの売建玉…権利行使の割当てを受けた場合には、オプション口座内に保有する対象株式が、自動的に権利行使価格で売付けられます。※カバード・コールの場合</p>	<p>コールの売建玉…権利行使の割当てを受けた際には、対象株式が自動的に権利行使価格で売付けられます。なお、カバード・コールの場合であれば、売付けはオプション口座内に保有する対象株式により行われま</p>

	<p>プットの売建玉…<u>権利行使の割当てを受けた場合には、オプション口座内に保有する現金（証拠金）により、対象株式が自動的に権利行使価格で買付けられ行われます。</u>※<u>キャッシュ・セキュアード・プットの場合</u></p>	<p>す。また、<u>その他の取引の場合、オプション口座に対象株式が保有されていないときは、建玉が強制的に差金決済され、又は信用決済方式によりお客様の信用取引口座を通じて対象株式が権利行使価格で売付けられます。</u> <u>なお、お客様が売付けたコールの原資産株式が配当を予定していて、当該配当の権利確定日に権利割当てを受けた場合に、お客様のオプション口座において配当落調整金を支払う余力がないと当社が合理的に判断したときは、当社が当該建玉について強制的に反対売買を行うことがあります。</u></p>
<p>満期日の取り扱い</p>	<p>強制決済…大引けの 30 分前から、<u>買方が権利行使を行う余力がない場合には、強制的に反対売買を行う場合</u>があります。</p>	<p>満期日の取り扱い</p> <p>強制決済…大引けの 30 分前から、<u>当社がお客様の建玉について信用決済方式によったとしても以下のいずれかの場合に該当するものと合理的に判断したときは、強制的に反対売</u></p>

	反対売買ができない場合は、権利行使を行わない設定とします。	買を行うことがあります。 ・お客様が買方であって権利行使を行いう余力がない場合 ・お客様が売方であって権利割当を受けても支払いに必要となる余力がない場合（お客様がスプレッド取引を行っており、大引けにおいて売り建玉のみがイン・ザ・マネーとなる可能性が見込まれる場合も含む） なお、反対売買ができないときは、権利行使を行わない設定とします。
株券の保管	海外の決済会社に <u>混藏</u> 寄託契約により寄託するものとします。	株券の保管
ご注意事項	<ul style="list-style-type: none"> オプション取引に係る現物株式の取引はオプション口座内で完結いただく必要があります。現物株式を総合口座とオプション口座間で振り替えることはできません。 オプション口座内で行われた現物株式の譲渡に係る益金は、一般口座と同様、お客様で譲渡税の計算を行っていただく必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> オプション取引に係る現物株式の取引はオプション口座内で完結いただく必要があります。現物株式を総合口座とオプション口座間で振り替えることはできません。<u>また、信用決済方式により信用取引口座で売買した株式も、総合口座やオプション口座に振り替えることはできません。</u> オプション口座内で行われた現物株式の譲渡に係る益金は、一般口座と同様、お客様で譲渡税の計算を行っていただく必要があります。

対象書面：3. 米国株オプション取引約款

改定前	改定後
<p>(規程の趣旨)</p> <p>第1条 (省略)</p>	<p>(約款の趣旨)</p> <p>第1条 (現行どおり)</p>

4 お客様は、本取引を行うに当たっては、本約款のほか、「証券総合取引約款」、「外国証券取引口座約款」、「米国株式オプション取引説明書」その他の当社がお客様との契約に当たって交付する書面の規定（以下「当社約款等」といいます。）及び「米国株式オプション取引口座設定約諾書」並びに関係法令諸規則（本取引を取り次ぐ米国内の取引所及び清算機関等の規則を含みます）を遵守するものとします。但し、本約款と「米国株式オプション取引口座設定約諾書」の定めとの間に齟齬があった場合は、本約款の定めが優先して適用されるものとします。

（口座開設基準）

第2条（省略）

2 当社は、上記要件及び当社のオプション口座開設基準に基づきオプション口座開設の可否を審査し、当社がオプション口座開設を承諾した場合に限り、お客様は、本取引を行うことができるものとします。審査の結果、オプション口座の開設をお断りする場合、その理由については、お客様に開示しないものとします。

（お客様の責任）

第3条 オプションの購入のために取引を締結する場合、お客様は、第1条第4項で定義された法律及び規制ならびに当社約款等を熟読し理解したうえで遵守することに同意するものとします。本条項又は本約款の他の条項の一般性を損なうことなく、お客様は、単独

4 お客様は、本取引を行うに当たっては、本約款のほか、「証券総合取引約款」、「外国証券取引口座約款」、「米国株式オプション取引説明書」その他の当社がお客様との契約に当たって交付する書面の規定（以下「当社約款等」といいます。）及び「米国株式オプション取引口座設定約諾書」並びに関係法令諸規則（本取引を取り次ぐ米国内の適用法令並びに取引所及び清算機関等の規則を含みます）を遵守するものとします。但し、本約款と「米国株式オプション取引口座設定約諾書」の定めとの間に齟齬があった場合は、本約款の定めが優先して適用されるものとします。

（口座開設基準）

第2条（現行どおり）

2 当社が、上記要件及び当社のオプション口座開設基準に基づきオプション口座開設の可否を審査のうえオプション口座開設を承諾し、かつ、別に定める外国株式信用取引口座開設基準に基づき外国株式信用取引口座開設の可否を審査のうえ外国株式信用取引口座開設を承諾した場合に限り、お客様は、本取引を行うことができるものとします。なお、審査の結果、これらの口座のいずれか又は両者の開設をお断りする場合、その理由については、お客様に開示しないものとします。

（お客様の責任）

第3条 オプションの購入のために取引を締結する場合、お客様は、法律及び規制ならびに当社約款等を熟読し理解したうえで遵守することに同意するものとします。本条項又は本約款の他の条項の一般性を損なうことなく、お客様は、単独で、又は他者と協力して、関

<p>で、又は他者と協力して、関連する取引所、市場、清算機関（クリアリングハウス）、又は規制当局によって課される可能性のある建玉又は権利行使制限を超えてはなりません。</p> <p>6 お客様は、お客様オプション口座の担保資産のないオプションに関連して、当該オプションが決済、権利行使、<u>もしくは失効されるか、又は原資産が当該担保資産のないオプションを取り扱うために当社又は清算機関が設定した担保要件を満たすまで、当該オプションの有効期間中、当該オプションを担保する原資産、当該原資産に発生しうる現金又は証券を売却しないことに同意します。</u>また、お客様は、当社又は清算機関が、それぞれの絶対的な裁量において、お客様から受けた、又は他の証券会社を通じてギブアップ制度による当該原資産の売却注文を、当該売却に先立ってお客様が当社又は清算機関が当該担保資産のないオプションを取り扱うために定めた担保要件を満たしていなければ、拒否できることに同意します。当社はその裁量で、お客様が当該売却代金を当該担保要件に充当することを許可する権利を有します。</p> <p>(商品・取引の種類)</p> <p>第4条 当社においてお客様が行うことのできる本取引の商品の種類は、<u>別途当社が定めるもの</u>とします。</p> <p>2 お客様は、各商品の取引につき、<u>新規買い建て並びに決済（転売）</u>の注文を行うことがあります。</p>	<p>連する取引所、市場、清算機関（クリアリングハウス）、又は規制当局によって課される可能性のある建玉又は権利行使制限を超えてはなりません。</p> <p>6 お客様は、お客様オプション口座に担保資産のないオプションに関連して、当該オプションが決済、権利行使、<u>もしくは失効されるか、又は原資産が当該担保資産のないオプションを取り扱うために当社又は清算機関が設定した担保要件を満たすまで、当該オプションの有効期間中、当該オプションを担保する原資産、当該原資産に発生しうる現金又は証券を売却しないことに同意します。</u>また、お客様は、当社又は清算機関が、それぞれの絶対的な裁量において、お客様から受けた、又は他の証券会社を通じてギブアップ制度による当該原資産の売却注文を、当該売却に先立ってお客様が当社又は清算機関が当該担保資産のないオプションを取り扱うために定めた担保要件を満たしていなければ、拒否できることに同意します。当社はその裁量で、お客様が当該売却代金を当該担保要件に充当することを許可する権利を有します。</p> <p>(商品・取引の種類)</p> <p>第4条 当社においてお客様が行うことのできる本取引の商品の種類は、<u>以下に定めるもの</u>とします。</p> <p>(1) オプション買い取引</p> <p>(2) オプション売り取引</p> <p>(3) スpread取引</p> <p>(4) 複合型取引</p> <p>2 お客様は、各商品の取引につき、<u>決済（転売及び買戻し）</u>の注文を行うことができます。</p>
--	--

<p>(取引ルール)</p> <p>第5条 (省略)</p> <p>2 本取引の原資産、オプションの種類、選択できる権利行使価格の範囲、選択できる満期日の範囲、取引時間、注文の種類、注文の有効期限、注文の最大数量、建玉の最大数量、及び取引手数料等、本取引に係る取引条件を変更できることにあらかじめ同意することとします。</p> <p>3 前項の変更を当社が行う場合は、原則としてその旨をお客様に電磁的な方法により通知するものといたします。ただし、やむを得ない場合は、事前の通知なく取引条件の変更を行うことがあることについて、お客様はあらかじめ同意することとします。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(取引ルール)</p> <p>第5条 (省略)</p> <p>2 本取引の原資産、オプションの種類、選択できる権利行使価格の範囲、選択できる満期日の範囲、取引時間、注文の種類、注文の有効期限、注文の最大数量、建玉の最大数量、及び取引手数料等、本取引に係る取引条件を変更<u>又は制限</u>できることにあらかじめ同意することとします。</p> <p>3 前項の変更<u>又は制限</u>を当社が行う場合は、原則としてその旨をお客様に電磁的な方法により通知するものといたします。ただし、やむを得ない場合は、事前の通知なく取引条件の変更<u>又は制限</u>を行うことがあることについて、お客様はあらかじめ同意することとします。</p> <p>7 前項までの定めにかかわらず、当社は、お客様の信用状況、資金水準、取引経験、流動性状況等を勘案して本取引を制限または拒否することができるものとします。</p> <p><u>(信用決済方式に関する特則)</u></p> <p>第6条の2 前条の定めにかかわらず、お客様が外国株式信用取引口座を保有する場合において、お客様がオプション売り取引、スプレッド型取引、複合型取引等のオプション契約を有し、かつ、権利割当を受けた場合であって、オプション口座における原資産が不足し又は現金残高が不足するときは、当社が別に定める限度で、お客様が当社に別に開設した外国株式信用取引口座を通じて、お客様の委託保証金及び代用有価証券を担保として原資産又は現金の貸付が行われることにより、当該原資産又は現金により決済が行われます。</p> <p>2 前項による決済が行われる場合の担保提供</p>
--	--

	<p><u>義務並びに前項による決済が行われた場合の返済義務、利息支払義務、遅延損害金支払義務及び追加保証金差入義務に関する事項、外国株式信用取引に関する信用限度額の設定、取引停止、強制決済、その他外国株式信用取引に関する事項は、外国株式信用取引取扱規程によるものとします。</u></p>
(買付代金の前受け)	(買付代金又は証拠金の前受け)
第9条 お客様は、本取引の新規建注文を発注する場合は、かかる注文に先立って、通貨ごとに、当社に買付代金を預託するものとします。	第9条 お客様は、本取引の新規建注文を発注する場合は、かかる注文に先立って、通貨ごとに、当社に買付代金を預託し、又は証拠金を差し入れるものとします。
3 買付代金の預託は現金による預託とします。	3 買付代金の預託又は証拠金の差入は現金によるものとします。
(新 設)	4 前項の定めにかかわらず、お客様は、買付代金又は証拠金に代えて、株式、ETF、投資信託等の有価証券（以下「代用有価証券」といいます。）を提供することができます。
(新 設)	5 前項の代用有価証券の種類、代用有価証券に関する評価方法、掛目等の事項は当社が別に定めて当社ウェブサイトに公表し又はアプリを通じてお客様に通知するものとします。
(新 設)	6 当社は、お客様が提供した代用有価証券を、オプション関連債務又は信用決済義務、強制決済、オプション取引に関する手数料、利息、その他の債務の履行のために処分することができるものとします。
(預託金の保管)	(預託金等の保管)
第10条 お客様が当社のオプション口座に預託した金銭（以下「預託金」といいます。）は、当社の資産と分別して保管します。	第10条 お客様が当社のオプション口座に預託した金銭（以下「預託金」といいます。）及び証拠金（以下、これらを総称して「預託金等」といいます。）は、それぞれ当社の資産と分別して保管します。
(預託金の預託と引出し)	(預託金等の預託と引出し)

第11条 (省略)	第11条 (現行どおり)
2 預託金の引出し可能額は、あらかじめ当社が定める額以内とします。	2 預託金等の引出し可能額は、あらかじめ当社が定める額以内とします。
3 預託金の引出しの指示は、あらかじめ当社の定める時間内に当社の定める方法により行うものとします。	3 預託金等の引出しの指示は、あらかじめ当社の定める時間内に当社の定める方法により行うものとします。
(諸通知・報告の方法)	(諸通知・報告の方法)
第12条 「米国株式オプション取引口座設定約諾書」の規定にかかわらず、当社からお客様に対する諸々の通知や報告は、原則としてお客様情報の画面を通じて、又は電子メールで行うものとします。	第12条 「米国株式オプション取引口座設定約諾書」の規定にかかわらず、当社からお客様に対する諸々の通知や報告は、原則として当社アプリ内のお客様情報の画面を通じて、又は電子メールで行うものとします。
(決済等に伴う現金不足額)	(決済等に伴う現金不足額)
第13条 (省略)	第13条 (現行どおり)
2 前項に定める現金不足額の差し入れは、当社が別途定める所定の時刻までに当該金銭の差し入れが確認できない場合は、当社の独自の裁量により、お客様の計算で決済を行なうものとします。	2 前項に定める現金不足額の差し入れは、当社が別途定める所定の時刻までに当該金銭の差し入れが確認できない場合は、当社の独自の裁量により、お客様の計算で建玉の決済を行なうものとします。
(取引リスク)	(取引リスク)
第16条 お客様は、本取引に以下のリスクがあることを理解します。	第16条 お客様は、本取引に以下のリスクがあることを理解します。
(1) 有価証券取引のリスク	(1) 有価証券取引のリスク
c. 手数料及びその他の料金 すべての手数料その他の料金について明確な説明を得て、これらの料金が純利益(存在する場合)に影響を与えたる、損失を増加させたりする可能性があることを理解する必要があります。お客様は、これらの料金に対して責任を負うことに同意するものとします(隨時修正される場合があります)。	c. 手数料その他の料金 すべての手数料その他の料金について明確な説明を得て、これらの料金が純利益(存在する場合)に影響を与えたる、損失を増加させたりする可能性があることを理解する必要があります。お客様は、これらの料金に対して責任を負うことに同意するものとします(これらの料金は隨時修正又は変更される場合があります)。
(新設)	(免責事項)

	<p><u>第17条 当社は、以下各号に掲げる事由により、お客様に損害が生じた場合であっても、当該損害について一切の責任を負わないものとします。</u></p> <p>(1) <u>天災地変、政変、同盟罷業、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等、不可抗力と認められる事由により、取引の執行、現物の受渡、オプションの権利行使、権利割当て、金銭の授受又は寄託の手続きが遅延し、又は不能となったことにより生じた損害</u></p> <p>(2) <u>執行取引所の開場にもかかわらず国内の休日又は当社の業務時間外のために、当該取引所の取次ぎに応じえないことにより生じた損害</u></p> <p>(3) <u>国内の休日又は当社の業務時間外のために、取次ぎ済の米国株式オプション取引に係る諸通知が遅延したことにより生じた損害</u></p> <p>(4) <u>電信又は郵便の誤謬、遅滞等当社の責に帰すことのできない事由により生じた損害</u></p> <p>(5) <u>当社所定の書類に押印した印影と届出の印鑑とが相違ないものと当社が認めて、金銭の授受、寄託した証券の返還その他の処理が行われたことにより生じた損害</u></p> <p>(6) <u>当社が米国株式オプション取引に係る取次、執行、清算・決済、保管、情報提供、システム運用その他の関連業務の全部又は一部を委託する外部委託先（取次業者、執行ブローカー、清算機関、清算受託会社、カストディアン、保管機関、米国の証券決済機関、情報ベンダー、通信事業者、システム提供者等を含むがこれらに限られない。）の事情（障害、処理遅延、業務停止、規則・仕様の変更、取引停止、通信障害、データ不具合、当該外部委託先の判断又は裁量その他一切の事由をいう。）により、注文の受付、取次、執</u></p>
--	--

	行、権利行使、権利割当て、清算・決済、受渡、証券の移管、金銭の授受、通知の発出若しくは情報の提供が遅延し若しくは不能となり、又は誤りが生じたことにより生じた損害 (7) 当社の設備、システム、通信、事務処理その他の当社に起因する事由により、注文の受付、取次、執行、権利行使、権利割当て、清算・決済、受渡、証券の移管、金銭の授受、通知の発出若しくは情報の提供が遅延し若しくは不能となり、又は誤りが生じたことにより生じた損害（ただし、当該損害が当社の故意又は重過失により生じた場合を除く）
(公租公課)	(公租公課)
第 <u>17</u> 条 (省 略)	第 <u>18</u> 条 (現行どおり)
(預託金銭の利息)	(預託金銭の利息)
第 <u>18</u> 条 (省 略)	第 <u>19</u> 条 (現行どおり)
(届出事項の変更届出)	(届出事項の変更届出)
第 <u>19</u> 条 (省 略)	第 <u>20</u> 条 (現行どおり)
(本取引の制限)	(本取引の制限)
第 <u>20</u> 条 (省 略)	第 <u>21</u> 条 (現行どおり)
(プロフェッショナル・カスタマー・ルールに基づく取引制限)	(プロフェッショナル・カスタマー・ルールに基づく取引制限)
第 <u>20</u> 条の <u>2</u> (省 略)	第 <u>22</u> 条 (現行どおり)
(遅延損害金)	(遅延損害金)
第 <u>21</u> 条 (省 略)	第 <u>23</u> 条 (現行どおり)
(通知の効力)	(通知の効力)
第 <u>22</u> 条 (省 略)	第 <u>24</u> 条 (現行どおり)
(公的機関等への報告)	(公的機関等への報告)
第 <u>23</u> 条 (省 略)	第 <u>25</u> 条 (現行どおり)
(国内非居住者となる場合の取扱い)	(国内非居住者となる場合の取扱い)
第 <u>24</u> 条 (省 略)	第 <u>26</u> 条 (現行どおり)

<p>(規定の変更)</p> <p>第25条 本約款は、法令(外国の法令を含む)の変更、監督官庁の指示・命令その他必要が生じたときは、民法第548条の4の規定に基づき改正されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。</p>	<p>(約款の変更)</p> <p>第27条 本約款は、法令(外国の法令を含む)の変更、監督官庁の指示・命令その他必要が生じたときは、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。</p>
対象書面：4. 米国株オプション取引口座設定約諾書	
改定前	改定後
<p>第1章 総則</p> <p>(米国株式オプション取引口座による処理)</p> <p>第1条 (省略) (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第1章 総則</p> <p>(米国株式オプション取引口座による処理)</p> <p>第1条 (省略)</p> <p>2 前項の定めにかかわらず、権利割当を受けた際の本口座における金銭が不足し又は原資産が不足する場合、私が貴社に別に開設した外国株式信用取引口座を通じて処理すること。</p> <p>3 前項による場合、私が別に貴社に差し入れた外国株式信用取引口座設定約諾書に従うこと。</p> <p>(代用有価証券の扱い)</p> <p>第3条の2 前条の定めにかかわらず、委託証拠金、約定代金、その他の支払うべき金銭に代えて株式、ETF、投資信託等の有価証券(以下「代用有価証券」という。)を提供する場合の、代用有価証券の種類、評価方法、掛目等の事項は貴社が別に定めてウェブサイトに公表し又はアプリを通じて私に通知すること。</p> <p>2 貴社が、私の提供した代用有価証券について</p>

	<p><u>て、オプション関連債務又は信用決済義務、強制決済、オプション取引に関する手数料、利息、その他の債務の履行のために処分すること。</u></p> <p>(同種同量の有価証券の返還)</p> <p>第12条 <u>貴社は、前条の有価証券について、同一の銘柄、数量のものをもって返還するこ</u>とができること。</p> <p>(免責事項)</p> <p>第28条 次の各号に掲げる損害については、貴社は免責されること。</p> <p>(1)天災地変、政変、同盟罷業、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等、不可抗力と認められる事由により、取引の執行、現物の受渡、オプションの権利行使、権利割当て、金銭の授受又は寄託の手続きが遅延し、又は不能となったことにより生じた損害</p> <p>(2)執行取引所の開場にもかかわらず国内の休日又は貴社の業務時間外のために、当該取引所の取次ぎに応じえないことにより生じた損害</p> <p>(3)国内の休日又は貴社の業務時間外のために、取次ぎ済の米国株式オプション取引に係る諸通知が遅延したことにより生じた損害</p> <p>(4)電信又は郵便の誤謬、遅滞等貴社の責に帰すことのできない事由により生じた損害</p> <p>(5)貴社所定の書類に押印した印影と届出の印鑑とが相違ないものと貴社が認めて、金銭の授受、寄託した証券の返還その他の処理が行われたことにより生じた損害</p> <p>(6)貴社が米国株式オプション取引に係る取次、執行、清算・決済、保管、情報提供、システム運用その他の関連業務の全部又は一部を委託する外部委託先（取次業者、執行プロ</p>
--	--

(新 設)	<p>一ヵ一、清算機関、清算受託会社、カストディアン、保管機関、米国の証券決済機関、情報ベンダー、通信事業者、システム提供者等を含むがこれらに限られない。)の事情(障害、処理遅延、業務停止、規則・仕様の変更、取引停止、通信障害、データ不具合、当該外部委託先の判断又は裁量その他一切の事由をいう。)により、注文の受付、取次、執行、権利行使、権利割当、清算・決済、受渡、証券の移管、金銭の授受、通知の発出若しくは情報の提供が遅延し若しくは不能となり、又は誤りが生じたことにより生じた損害</p> <p>(7)貴社の設備、システム、通信、事務処理その他貴社に起因する事由により、注文の受付、取次、執行、権利行使、権利割当、清算・決済、受渡、証券の移管、金銭の授受、通知の発出若しくは情報の提供が遅延し若しくは不能となり、又は誤りが生じたことにより生じた損害(ただし、当該損害が貴社の故意又は重過失により生じた場合を除く)</p>
-------	---

対象書面：6. 外国株式信用取引説明書

改定前	改定後
<p>5. この取引説明書より前の版はこの取引説明書に差し替えられます。当社から交付される最新の取引約款、取引説明書、各種規程その他の書面と併せてお読みください。これら最新の書面は当社ウェブサイトにてご覧になれます。また、これら最新の書面は必ず保管のうえ適宜ご参照ください。</p>	<p>5. <u>当社は、この取引説明書を隨時改定することができ、この取引説明書より前の版はこの取引説明書に差し替えられます。当社から交付される最新の取引約款、取引説明書、各種規程その他の書面と併せてお読みください。これら最新の書面は当社ウェブサイトにおいてご覧になれます。また、これら最新の書面は必ず保管のうえ適宜ご参照ください。</u></p>
<p>手数料その他の費用及びリスクについて ■手数料などの諸費用について</p>	<p>手数料その他の費用及びリスクについて ■手数料などの諸費用について</p>

<p>2. 手数料の料率や金額又は最低手数料・上限手数料その他の条件は、取引所や銘柄などによって変更される場合があります。お取引にあたっては必ずご自身で、事前に取引ツールにてご確認ください。</p> <p>5. コンバージョンレート（通貨の両替コスト相当）についても、事前に取引ツールにてご確認ください。</p> <p>■外国株式信用取引のリスクについて</p> <p>7. 前記5における自動ロスカットの他、外国株式信用取引口座設定約諾書の定めによりその他の期限の利益の喪失事由に該当した場合には、損失を被った状態で建玉（外国株式信用取引のうち決済が結了していないもの）の一部又は全部が決済（反対売買）される場合もあります。この場合、その決済で生じた損失についてもお客様が責任を負うこととなります。</p>	<p>2. 手数料の料率や金額又は最低手数料・上限手数料その他の条件は、取引所や銘柄などによって変更される場合があります。お取引にあたっては必ずご自身で、事前に取引ツールをご確認ください。</p> <p>5. コンバージョンレート（通貨の両替コスト相当）についても、事前に取引ツールをご確認ください。</p> <p>■外国株式信用取引のリスクについて</p> <p>7. 前記6における自動ロスカットの他、外国株式信用取引口座設定約諾書の定めによりその他の期限の利益の喪失事由に該当した場合には、損失を被った状態で建玉（外国株式信用取引のうち決済が結了していないもの）の一部又は全部が決済（反対売買）される場合もあります。この場合、その決済で生じた損失についてもお客様が責任を負うこととなります。</p>
<p>外国株式信用取引の仕組みについて</p> <p>■取引の方法</p> <p>2. 貸株料、返済期限及び金利等…信用取引貸株料、付加貸株料、返済期限及び金利は、その時々の金利情勢、株券調達状況等に基づき、お客様と当社との合意によって決定されます（注）。また、信用取引貸株料、付加貸株料及び金利は、金利情勢、株券調達状況等によって変動する場合がありますので、取引ツールにてご確認ください。</p> <p>3. 権利の処理…外国株式信用取引によって売買している米国株券等について、株式分割等による株式を受ける権利又は株主に対する新株予約権等の付与があり、権利落ちとなったときの処理や配当金の処理については、お客様と当社との合意によりますので、この点につ</p>	<p>外国株式信用取引の仕組みについて</p> <p>■取引の方法</p> <p>2. 貸株料、返済期限及び金利等…信用取引貸株料、付加貸株料、返済期限及び金利は、その時々の金利情勢、株券調達状況等に基づき、お客様と当社との合意によって決定されます（注）。また、信用取引貸株料、付加貸株料及び金利は、金利情勢、株券調達状況等によって変動する場合がありますので、取引ツールをご確認ください。</p> <p>3. 権利の処理…外国株式信用取引によって売買している米国株券等について、株式分割等による株式を受ける権利又は株主に対する新株予約権等の付与があり、権利落ちとなったときの処理や配当金の処理については、お客様と当社との合意によりますので、この点につ</p>

<p>いても、事前に取引ツールにてご確認ください。また、コーポレートアクションの種類や発表タイミングが権利処理当日となった場合、信用建玉の返済期限を当日として設定することができます。この場合、当社が設定する返済期限を超えて外国株式信用取引を継続することはできないため、当社にて同日中に反対売買させて頂きます。</p> <p>5. 取引制限…外国株式信用取引においては、当社の与信管理の都合上、あるいは売建玉における当社における外国株券等の調達が困難となった場合において、当社が定める期日を返済期限として設定することができます。この場合、当社が設定する返済期限を超えて外国株式信用取引を継続することはできません。この点についても、事前に取引ツールにてご確認ください。</p> <p>また、米国の委託先が定める値幅制限を超える注文を受託した場合には、注文をお受けできない場合があります。</p>	<p>いても、事前に取引ツールをご確認ください。また、コーポレートアクションの種類や発表タイミングが権利処理当日となった場合、信用建玉の返済期限を当日として設定することができます。この場合、当社が設定する返済期限を超えて外国株式信用取引を継続することはできないため、当社において同日中に反対売買させて頂きます。</p> <p>5. 取引制限…外国株式信用取引においては、当社の与信管理の都合上、あるいは売建玉における当社における外国株券等の調達が困難となった場合において、当社が定める期日を返済期限として設定することができます。この場合、当社が設定する返済期限を超えて外国株式信用取引を継続することはできません。この点についても、事前に取引ツールをご確認ください。</p> <p>また、米国の委託先が定める値幅制限を超える注文を受託した場合には、注文をお受けできない場合があります。</p>
<p>当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要等</p> <p>9. 注文された外国株式信用取引が成立すると、その内容をご確認いただくために、翌営業日に当社から「取引報告書」が電子的に発行されます。取引ツールにてご確認いただけます。</p>	<p>当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要等</p> <p>9. 注文された外国株式信用取引が成立すると、その内容をご確認いただくために、翌営業日に当社から「取引報告書」が電子的に発行されます。取引ツールにおいてご確認いただけます。</p>
<p>当社の概要</p> <p>●資本金：9億3,848万円（2023年12月1日現在）</p>	<p>当社の概要</p> <p>●資本金：9億3,848万円（2025年11月1日現在）</p>
対象書面：7. 外国株式信用取引取扱規程	
改定前	改定後

<p>(届出事項等の変更)</p> <p>第23条 お客様は、本サービスの利用に係る届出事項に変更が生じた場合は、当社所定の手続きにて遅滞なく当社へ届け出るものとします。この届け出の遅延により生じた損害について当社はその責を負いません。</p> <p>(規程の変更)</p> <p>第25条 本規程は、国内の法令等の改正、監督官庁の指示又は日本証券業協会が定める諸規則の改正、米国法令等の改正又はその他当社が必要と認める場合に、<u>改訂</u>されることがあります。なお、<u>改訂</u>の内容がお客様の権利を制限する又は新たな義務を課すこととなるものであるときは、その<u>改訂</u>事項を当社ウェブサイトで掲示する等当社の定める方法によりお知らせします。この場合、お客様において、所定の期日までに異議のお申立てがない場合には、<u>改訂</u>をご承諾いただいたものとします。</p>	<p>(届出事項等の変更)</p> <p>第23条 お客様は、本サービスの利用に係る届出事項に変更が生じた場合は、当社所定の手続きにより遅滞なく当社へ届け出るものとします。この届け出の遅延により生じた損害について当社はその責を負いません。</p> <p>(規程の変更)</p> <p>第25条 本規程は、国内の法令等の改正、監督官庁の指示又は日本証券業協会が定める諸規則の改正、米国法令等の改正又はその他当社が必要と認める場合に、<u>改定</u>されることがあります。なお、<u>改定</u>の内容がお客様の権利を制限する又は新たな義務を課すこととなるものであるときは、その<u>改定</u>事項を当社ウェブサイトで掲示する等当社の定める方法によりお知らせします。この場合、お客様において、所定の期日までに異議のお申立てがない場合には、<u>改定</u>をご承諾いただいたものとします。</p>
---	--

以上